

越 監 告 示 第 28 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を下記のとおり公表します。

令和4年12月20日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 三田村輝士

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査の対象
 - ① 監査執行団体・執行期間
自治振興会【補助等】

・南地区自治振興会	10月 5日
・北新庄地区自治振興会	10月 5日
・しらやま振興会	10月 7日
・南中山地区自治振興会	10月 7日
・ふくま振興会	10月11日
・王子保地区自治振興会	10月11日
 - ② 対象期間
令和2年度及び令和3年度中の財政的援助を与えた事務事業
- 4 監査の着眼点
令和2年度及び令和3年度中に本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に係る所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。
- 5 監査の実施内容
監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。
- 6 監査の結果
今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の

際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。